

(別紙3)

[個人情報取扱特記事項]

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を実施するにあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第3 受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱いの禁止)

第5 受託者は、個人情報の取り扱いについて次に掲げる事項をしてはならない。ただし、委託者が事前に承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報を本契約業務以外に利用すること及び第三者への提供
- (2) 個人情報が記録された資料等の複写及び複製
- (3) 個人情報の第三者への委託
- (4) 受託者が管理する以外のコンピュータへの入力

2 前項ただし書きにより保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、委託先が本契約における個人情報の取扱いに係る措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託者自らが第7の措置を実施するものとする。

(資料等の返還等)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(調査・指示)

第7 委託者は、受託者がこの契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、年1回以上の定期的調査をすることができる。

2 委託者は、この契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な指示を書面で行うものとする。

(事故発生時における報告)

第8 受託者は、この契約の履行に関して個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損
その他不適正な取扱いが発生した場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に
従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除等)

第9 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(損害賠償等)

第10 受託者又は受託者の従業員が、この契約の履行にあたり知り得た個人情報の
全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合または当該業務の目的外に利
用、提供等した場合は、委託者は、受託者に対して差止め、損害賠償及び委託者が
必要と認める措置を請求できるものとする。

(対象外)

第11 受託者は、次の各号に該当する情報は、業務情報として扱わないことを確認
する。ただし、業務情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにし
なければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受託者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 業務情報を利用することなく独自に開発した情報

(罰則)

第12 この契約の履行にあたり従事している者又は従事していた者（以下「従事者」
という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報
ファイル（特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系
的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提
供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。

(個人情報の保護に関する法律第176条適用の場合)

2 従事者が、この契約の履行にあたり知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不
正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円
以下の罰金に処せられることがある。(個人情報の保護に関する法律第180条適用
の場合)